

## ○内閣府告示第六十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第四十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 北海道及び岩見沢市
- 二 地域再生計画の名称 南空知ふるさと圏の均衡ある発展に向けた交通ネットワークの整備
- 三 地域再生計画の区域の範囲 北海道樺戸郡月形町の全域及び岩見沢市の区域の一部（旧岩見沢市及び旧北村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第六十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第七十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 青森県三戸郡三戸町
- 二 地域再生計画の名称 【『水辺』の再生から『地域』の再生へ さんのへ】計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 青森県三戸郡三戸町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第六十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第五十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 宮城県及び気仙沼市
- 二 地域再生計画の名称 海と山に囲まれた安全安心のまちづくり計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 気仙沼市の区域の一部（本吉地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）。
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第六十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百五十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 宮城県及び宮城県伊具郡丸森町
- 二 地域再生計画の名称 豊かな資源を生かした丸森型グリーンツーリズム推進計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 宮城県伊具郡丸森町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第六十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第七十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 村山市
- 二 地域再生計画の名称 地域力「活性・創出・育成」プラン
- 三 地域再生計画の区域の範囲 村山市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第六十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第六十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 須賀川市
- 二 地域再生計画の名称 新生須賀川水環境整備計画（第二期）
- 三 地域再生計画の区域の範囲 須賀川市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第六十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第八十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 那珂市
- 二 地域再生計画の名称 那珂市「未来に夢がもてるまちへの環境づくり」計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 那珂市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第七十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第七十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 栃木県下都賀郡岩舟町
- 二 地域再生計画の名称 快適でうるおいのあるまち「いわふね」再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 栃木市の区域の一部（旧岩舟町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）



## ○内閣府告示第七十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第七十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 群馬県利根郡みなかみ町
- 二 地域再生計画の名称 「森を育み生命を運ぶ、利根川源流の町」みなかみ町第二次再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 群馬県利根郡みなかみ町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第七十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第八十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 埼玉県及び飯能市
- 二 地域再生計画の名称 豊かな自然と安心安全があるまち はんのう地域再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 飯能市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第七十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百二十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 千葉県、銚子市及び旭市
- 二 地域再生計画の名称 東総・海と台地活性化計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 銚子市及び旭市の全域並びに千葉県香取郡東庄町の区域の一部（南部地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第七十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第八十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 神奈川県及び神奈川県足柄下郡真鶴町
- 二 地域再生計画の名称 「真鶴のみなとを拠点としたにぎわいのある地域づくり計画」
- 三 地域再生計画の区域の範囲 神奈川県足柄下郡真鶴町の区域の一部（真鶴港及び岩漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第七十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第八十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 新潟県及び新潟県東蒲原郡阿賀町
- 二 地域再生計画の名称 水のふるさと美しい森再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 新潟県東蒲原郡阿賀町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第七十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第九十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 石川県、金沢市及びかほく市並びに石川県河北郡津幡町及び内灘町
- 二 地域再生計画の名称 森と里と町をつなぐみちづくりによる金沢北部地域活性化計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 金沢市及びかほく市並びに石川県河北郡津幡町及び内灘町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第七十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百二十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 石川県、七尾市、輪島市及び羽咋市並びに石川県羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町
- 二 地域再生計画の名称 “あい”の風がはぐくむ快適・活気・夢のまち再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 七尾市、輪島市及び羽咋市並びに石川県羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところ

による。)

地域再生基盤強化交付金(四の五①)



## ○内閣府告示第七十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第七十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 石川県、小松市及び能美市
- 二 地域再生計画の名称 安全・安心による魅力あるまちづくり計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 小松市及び能美市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第七十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百三十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 石川県及び珠洲市
- 二 地域再生計画の名称 「出逢い・体験・感動」ゆめ半島再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 珠洲市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第八十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百二十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 石川県及び加賀市
- 二 地域再生計画の名称 「自然・文化・観光を連携させた活力ある地域づくり」
- 三 地域再生計画の区域の範囲 加賀市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第八十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第九十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 石川県及び白山市
- 二 地域再生計画の名称 白山から日本海まで 交流・連携・協働による活力あるまちづくり計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 白山市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第八十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第七十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 石川県及び石川県鳳珠郡能登町
- 二 地域再生計画の名称 能登町「人・自然・ふれあいのまち」再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 石川県鳳珠郡能登町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第八十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百三十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 福井県及び勝山市
- 二 地域再生計画の名称 「小さくてもキラリと光る誇りと活力に満ちたふるさと勝山」推進計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 勝山市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第八十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第七十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 甲斐市
- 二 地域再生計画の名称 「〃かい〃水環境向上計画」
- 三 地域再生計画の区域の範囲 甲斐市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第八十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百六十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 長野県及び佐久市並びに長野県南佐久郡小海町及び佐久穂町
- 二 地域再生計画の名称 次代に引き継ぐ自然を生かした交流人口創出のみち整備計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 佐久市並びに長野県南佐久郡小海町及び佐久穂町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）



## ○内閣府告示第八十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 長野県及び長野県下伊那郡阿南町
- 二 地域再生計画の名称 阿南町「魅力あふれる交流のまちづくり」計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 長野県下伊那郡阿南町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第八十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 長野県埴科郡坂城町
- 二 地域再生計画の名称 | 自然と人と産業とが共生する | 「ものづくりとやすらぎのまちづくり計画」
- 三 地域再生計画の区域の範囲 長野県埴科郡坂城町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百三十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 静岡県及び浜松市
- 二 地域再生計画の名称 浜松市天竜美林活用促進計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 浜松市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第八十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三百二十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 静岡県及び伊東市
- 二 地域再生計画の名称 産業活力の向上と伊東の海、魅力再発見
- 三 地域再生計画の区域の範囲 伊東市の区域の一部（伊東港、宇佐美漁港及び富戸漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第九十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百二十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 静岡県及び御殿場市
- 二 地域再生計画の名称 御殿場市産業活性化計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 御殿場市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第九十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百八十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 三重県及び津市
- 二 地域再生計画の名称 「歴史・文化が息づく活力あふれる自然ゆたかな地域づくり計画」
- 三 地域再生計画の区域の範囲 津市の区域の一部（美杉地域及び一志地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第九十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第四百十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 伊勢市
- 二 地域再生計画の名称 伊勢の美しいまちづくり きれいな勢田川の水環境づくり（Ⅱ）
- 三 地域再生計画の区域の範囲 伊勢市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第九十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百三十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 滋賀県及び滋賀県蒲生郡竜王町
- 二 地域再生計画の名称 産業集積推進計画 〔雇用と活力を創出する産業集積の実現〕
- 三 地域再生計画の区域の範囲 滋賀県蒲生郡竜王町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大（四の六）



## ○内閣府告示第九十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第五十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 滋賀県蒲生郡日野町
- 二 地域再生計画の名称 近江日野 三方よしの人づくり 農山村（ふるさと）活力再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 滋賀県蒲生郡日野町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 特定地域再生事業費補助金（四の六）及び都市農村共生・対流総合対策交付金（四の六）

## ○内閣府告示第九十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第四百十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 京都府綴喜郡宇治田原町
- 二 地域再生計画の名称 宇治田原町「自然をまもり共に生きるまち」再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 京都府綴喜郡宇治田原町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第九十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百三十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 京都府与謝郡伊根町
- 二 地域再生計画の名称 伊根町「ひとが活き生き」生活環境再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 京都府与謝郡伊根町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第九十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百三十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 堺市
- 二 地域再生計画の名称 「自由都市・堺」再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 堺市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生支援利子補給金（四の五②）及び地域再生支援のための「特定地域プロジェクト」の編成（四の六）

○内閣府告示第九十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百五十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 奈良県及び奈良県吉野郡川上村
- 二 地域再生計画の名称 吉野川水源地の村づくり再生計画Ⅱ
- 三 地域再生計画の区域の範囲 奈良県吉野郡川上村の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第九十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第四百十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 島根県及び島根県邑智郡邑南町
- 二 地域再生計画の名称 Oh！なんと安心と癒しのまちづくり計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 島根県邑智郡邑南町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 島根県並びに島根県隠岐郡海士町及び隠岐の島町
- 二 地域再生計画の名称 日本海をまたぐ自然、伝統文化に恵まれた「生涯現役で働けるみなとづくり」計画

三 地域再生計画の区域の範囲 松江市並びに島根県隠岐郡海士町及び隠岐の島町の区域の一部（七類港、諏訪港、西村港、伊後港、飯美港、長尾田港、美保関漁港、犬来漁港及び大久漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措

置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）（地域再生基盤強化交付金（四の五①））



## ○内閣府告示第百一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 岡山県及び玉野市
- 二 地域再生計画の名称 多島美有する瀬戸内再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 玉野市及び瀬戸内市の区域の一部（牛窓港、西脇漁港及び石島港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百九十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 岡山県及び高梁市
- 二 地域再生計画の名称 活力と魅力ある高梁まちづくり計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 高梁市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百三三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百二十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 岡山県及び真庭市
- 二 地域再生計画の名称 水と緑 人と文化を未来につなぐ 賑わいの『杜市』真庭づくり計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 真庭市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第四百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第四百号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 岡山県及び岡山県英田郡西粟倉村
- 二 地域再生計画の名称 百年の森林とみちづくり計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 岡山県英田郡西粟倉村の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 井原市
- 二 地域再生計画の名称 My郷土キラリ清流とやすらぎのまちづくり計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 井原市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百七十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 新見市
- 二 地域再生計画の名称 新見市清流再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 新見市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百七十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 広島県、三次市及び庄原市
- 二 地域再生計画の名称 道路ネットワーク構築による備北地域再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 三次市及び庄原市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百八十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 山口県及び柳井市
- 二 地域再生計画の名称 元気都市柳井農村再生プラン
- 三 地域再生計画の区域の範囲 柳井市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）



○内閣府告示第百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百六十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 徳島県三好郡東みよし町
- 二 地域再生計画の名称 碧（みどり）なす大空と大地と大河の恵を活かした、地域特産品のブランド化と滞在型観光の推進による雇用の創出
- 三 地域再生計画の区域の範囲 徳島県三好郡東みよし町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 実践型地域雇用創造事業（四の六）

## ○内閣府告示第百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百二十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 香川県及び香川県小豆郡土庄町
- 二 地域再生計画の名称 安全で活力あるみなとづくり計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 香川県小豆郡土庄町の区域の一部（土庄港、馬越港、田井漁港及び唐櫃漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百八十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 愛媛県及び四国中央市
- 二 地域再生計画の名称 「手をつなぎ、明日をひらく元気都市」再生プラン
- 三 地域再生計画の区域の範囲 四国中央市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百九十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 愛媛県及び愛媛県南宇和郡愛南町
- 二 地域再生計画の名称 愛南町「活力ある水産業を目指すみなとづくり」計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 愛媛県南宇和郡愛南町の区域の一部（御荘港及び御荘漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 高知県及び高知県吾川郡仁淀川町
- 二 地域再生計画の名称 自然とともに輝くまちづくり計画（二期）
- 三 地域再生計画の区域の範囲 高知県吾川郡仁淀川町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 熊本県及び阿蘇市
- 二 地域再生計画の名称 農村と都市、人と自然が共生するまちづくり計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 阿蘇市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 大分県及び中津市
- 二 地域再生計画の名称 ひと・もの・森林をつなぎ快適で安全・安心なまちづくり計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 中津市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

## ○内閣府告示第百十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 大分県及び大分県玖珠郡玖珠町
- 二 地域再生計画の名称 豊かな森林資源・豊富な地域資源で活力あるまちづくり計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 大分県玖珠郡玖珠町の区域の一部（南部地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）



## ○内閣府告示第百十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百二十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 臼杵市
- 二 地域再生計画の名称 希望・安心・活力の笑顔ゆきかうふるさとづくり
- 三 地域再生計画の区域の範囲 臼杵市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百六十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 宮崎県及び宮崎県東臼杵郡椎葉村
- 二 地域再生計画の名称 自然と共存する快適なむらづくり計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 宮崎県東臼杵郡椎葉村の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百五十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 宮崎県及び宮崎県西臼杵郡高千穂町
- 二 地域再生計画の名称 しぜん・感動・体感「日本のふるさと」高千穂づくり計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 宮崎県西臼杵郡高千穂町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百六十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 鹿児島県及び薩摩川内市
- 二 地域再生計画の名称 地域力を発揮し活力を創出する薩摩川内・甕港づくり
- 三 地域再生計画の区域の範囲 薩摩川内市の区域の一部（里港、長浜港、平良漁港及び唐浜漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）